刈谷市立依佐美中学校いじめ防止基本方針

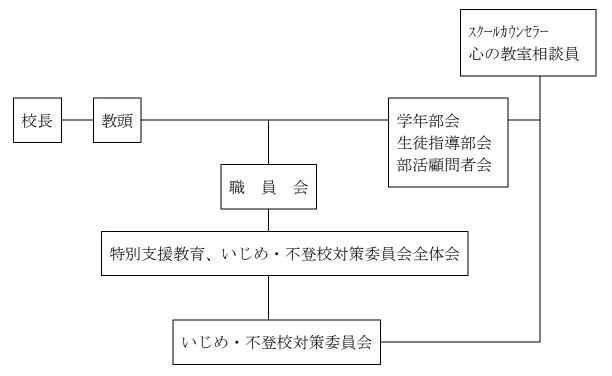
平成30年3月

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、 どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、教職員が日頃からささいな 兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に指導していく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 学校いじめ対策組織



※いじめ・不登校対策委員会 校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、 生徒指導主事(いじめ対策主任)、養護教諭

(1)「学校いじめ対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。学校評議委員会でいじめ防止の取組についてご意見をいただき、いじめの根絶に向けた対策を進める。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共

通理解を図る。

- ・いじめアンケート(3年保管)や生活日記、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめカウンセリング研修会を通して学級経営や教育相談の方法等についての 研修を実施する。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
 - ・PTAの会合等でいじめ防止について話題にし、啓発に努める。
- エ いじめに対する措置
 - ・教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの 疑いがあると思われるときは、学校いじめ対策組織において情報を共有し、迅 速かつ組織的に対応する。
 - ・被害生徒を徹底して守り通すとともに、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなどして、再 発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

- (1) いじめの未然防止の取組
 - ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づく りを進める。
 - ・「よさっぴタイム」を活用して、人間関係づくりに努める。
 - イ 分かる授業を展開し、自己肯定感や充実感を育めるよう努める。
 - ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動 を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - エ インターネット上のいじめにの対応については、未然に防ぐために情報モラル 教育を充実するとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- オ 学校集会、学年集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- (2) いじめの早期発見の取組
 - ア 生活アンケートや教育相談を定期的に実施(年3回)し、生徒の小さなサイン を見逃さないように努める。
 - イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、 いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
 - エ スクールカウンセラー、心の教室相談員との相談について全家庭に紹介し、また、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 学校が調査を行う場合は、「学校いじめ対策組織」を母体として調査や対応を行う。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル (PLAN \rightarrow DO \rightarrow CHECK \rightarrow ACTION) で見直し、実効ある取

組となるように努める。

(2) 生活アンケートを年に3回(5月、11月、2月)実施し、いじめ・不登校対策 委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2)「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】





教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

☆学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「学校いじめ対策組織」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。 ※関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、被害生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を結果を踏まえた措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

く資料 年間指導計画>

	いじ	め・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携
4 月	P D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知○身体測定	○PTA総会で 「学校いじめ防止 基本方針」の説明 ○学校評議員会の 実施
5 月			○職場体験学習(2年)	○「生活アンケート (いじめアンケート)」○教育相談週間	○部活動参観
6 月 7	V		○情報モラル指導(ネット モラル)		
/ 月 8	C	○中間評価→検証	○乗鞍登山(2年)		○中学校別生活懇 談会
月	A	○いじめカウンセリン グ研修会			
9 月 10				○身体測定	
<u>月</u> 11 月	P		○合唱コンクール○文化発表会	○「生活アンケート (い じめアンケート)」	○学校評議員会の実施
12 月		○全教職員による「取 組評価アンケート」の 実施→検証		○教育相談週間	○三者懇談会○保護者への学校評価アンケート
1月	D	○自己評価	○福祉実践教室(1年) ○保健指導(命の大切さ)	○身体測定	
2 月	C		○3年生を送る会	○「生活アンケート (いじめアンケート)」○教育相談週間	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			○学校評議員会での学校評価
年	P ^	○校内のいじめに関する情報の収集○対応策の検討	○集会における校長講話○道徳教育・体験活動の充実○分かる授業の充実○「よっさぴタイム」の実施	○生活ノート○特別支援教育、いじ	○PTAあいさつ 運動